

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月から19年7月までの標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録について、8年11月から10年2月までの期間を14万円、同年3月から14年1月までの期間を17万円、同年2月を16万円、同年3月を17万円、同年4月を16万円、同年5月を17万円、同年6月及び同年7月を16万円、同年8月を17万円、同年9月及び同年10月を16万円、同年11月から15年3月までの期間を15万円、同年4月を16万円、同年5月及び同年6月を17万円、同年7月を19万円、同年8月を17万円、同年9月を18万円、同年10月を16万円、同年11月から16年8月までの期間を17万円、同年9月を18万円、同年10月から17年3月までの期間を19万円、同年4月及び同年5月を18万円、同年6月を17万円、同年7月及び同年8月を18万円、同年9月から18年1月までの期間を17万円、同年2月を16万円、同年3月及び同年4月を17万円、同年5月を16万円、同年6月を17万円、同年7月を16万円、同年8月を17万円、同年9月を16万円、同年10月から同年12月までの期間を17万円、19年1月を16万円、同年2月から同年4月までの期間を17万円、同年5月を16万円、同年6月を17万円並びに同年7月を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月1日から19年8月1日まで

私は、2、3年前に年金記録の管理が社会問題化したことから、私の記録が適切に管理されているかどうか不安を抱き、社会保険事務所（当時）で私の厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間に係る

標準報酬月額は、私が所持している給与支払明細書に記載されている控除額に基づく標準報酬月額よりも低い額となっていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書の報酬月額及び保険料控除額から、平成8年11月から10年2月までの期間を14万円、同年3月から14年1月までの期間を17万円、同年2月を16万円、同年3月を17万円、同年4月を16万円、同年5月を17万円、同年6月及び同年7月を16万円、同年8月を17万円、同年9月及び同年10月を16万円、同年11月から15年3月までの期間を15万円、同年4月を16万円、同年5月及び同年6月を17万円、同年7月を19万円、同年8月を17万円、同年9月を18万円、同年10月を16万円、同年11月から16年8月までの期間を17万円、同年9月を18万円、同年10月から17年3月までの期間を19万円、同年4月及び同年5月を18万円、同年6月を17万円、同年7月及び同年8月を18万円、同年9月から18年1月までの期間を17万円、同年2月を16万円、同年3月及び同年4月を17万円、同年5月を16万円、同年6月を17万円、同年7月を16万円、同年8月を17万円、同年9月を16万円、同年10月から同年12月までの期間を17万円、19年1月を16万円、同年2月から同年4月までの期間を17万円、同年5月を16万円、同年6月を17万円並びに同年7月を16万円とすることが必要である。

なお、申立期間において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人から提出された給与支払明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額は、申立期間のすべてにおいて一致していないことから、事業主は、給与支払明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から43年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月から 43 年 10 月まで

私は、昭和 39 年 10 月に、当時、同棲していた元妻と一緒に A 県から B 県 C 市に転居し、C 市にあった D 社に元妻と共に住み込みで入社した。D 社には厚生年金保険が無く、町内会の方の勧めもあり、元妻が 20 歳になったのを機に一緒に国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料は、元妻が私の分と一緒に二人分を納付していた。このときの年金手帳は紛失してしまったが、毎月、中年の女性が D 社に集金に来て、ノートのようなものに領収印を押してもらっていたことを覚えているので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 4 月ごろに E 町及び 54 年 2 月ごろに F 市で、それぞれ払い出されていることが確認できるものの、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、申立期間当時、C 市で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする元妻も申立期間は未納とされている上、申立人及び申立人の元妻は、当時、住み込みで勤務していたとする D 社の同僚等を覚えておらず、D 社の関係者から当時の状況を確認することができないほか、C 市は、「国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から 52 年 3 月までは、納付組織による集金、市職員（嘱託職員を含む。）による個別集金及び市役所窓口での納付の 3 通りの納付方法があったが、当時の資料が無く、納付組織及び市職員による納付状況の詳細については不明である。」としており、申立期間に係る国民年金保険料

の納付状況等を確認することができない。

さらに、申立人の妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月から 47 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、時期は不明であるが、妻が市役所窓口の職員から、申立期間を含む昭和45年7月から47年3月までの国民年金保険料の納付書を作成してもらい、全額を納付したはずである。その後、45年11月分の保険料が不足しているとして、不足分の保険料納付書が送付されて来たので、それも納付し、2通の領収証書を保管している。

しかし、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間が未納となっており、社会保険事務所（当時）に確認したところ、「1か月分の保険料額は、納付書が作成された時点と実際に納付された時点とでは異なっているため、正当額で再計算し収納している。」旨の説明を受けたが、納付した当時、そのような説明を受けた記憶も無く、今更、掛け金が違うと言われても納得できないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された納付書・領収証書を見ると、昭和50年度に昭和45年7月から47年3月までの国民年金保険料として納付書・領収証書が作成され、領収印欄に54年3月26日付けの金融機関の領収印が押されていることが確認できることから、当該納付書・領収証書は、第2回特例納付の実施期間（昭和49年1月から50年12月まで）中の50年度に作成されたものの、申立人が当該納付書・領収証書により納付したのは第3回特例納付の実施期間（昭和53年7月から55年6月まで）中の54年3月であり、1か月当たりの保険料額は、第2回特例納付（900円）と第3回特例

納付（4,000円）とでは相違していることを踏まえると、申立人が当該納付書・領収証書により納付した国民年金保険料は、当該納付書・領収証書に記載されている45年7月から47年3月までの国民年金保険料ではなく、5か月分の国民年金保険料に1,100円が不足する額に相当する金額であったことが確認できる。

また、申立人から提出された別の納付書・領収証書により、申立人は、申立期間直前の昭和45年11月分の不足分として1,100円を54年6月27日に納付していることが確認できるところ、前述のとおり、同年3月に納付した納付書・領収証書で納付できたのは5か月分に1,100円が不足する額に相当する金額であったことから、社会保険事務所は1か月分の国民年金保険料額に不足する45年11月分の不足分として1,100円の納付書・領収証書を発行し、申立人は、当該納付書・領収証書により同年11月分の不足分である1,100円を54年6月27日に納付したものと考えられ、申立人から提出された2枚の納付書・領収証書により納付された国民年金保険料は、申立期間直前の45年7月から同年11月までの国民年金保険料であり、オンライン記録及び特殊台帳の記録に不自然な点は見受けられない。

ほかに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月から同年 12 月まで
② 昭和 35 年 3 月から 36 年 3 月まで
③ 昭和 53 年 10 月から 54 年 4 月まで

申立期間①について、私は、A市内でB店に勤務していた。当時、B店には、70人ぐらいの従業員が在籍していたと思う。

申立期間②について、私は、C社に勤務していた。当時、C社には、100人ぐらいの従業員が在籍していたと思う。

申立期間③について、私は、D社の工場において、臨時社員として部品製造の仕事に従事していた。勤務していた事業所の名称は覚えていないが、D社の関連会社であったと思うし、当時、その事業所には、1,000人ぐらいの従業員が在籍していたと思う。

それぞれの事業所において、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「B店は、A市内の地下1階、地上4階のビルのすべてのフロアで営業していたが、約30年前に火災で焼失した。」としているところ、E組合は、「昔、A市内でB店という名称の店が3階建てのビルで営業していたが、火災で焼失した。経営者は、別にホテルも経営していたと思う。」としていることから、申立人が勤務していたとする店がA市内に所在していたことは推認できる。

しかし、申立人は、当時、一緒に勤務していた者の氏名を覚えていない上、オンライン記録上、B店が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないため、申立期間①当時、B店に勤務していた者を特定するこ

とができないほか、当時の事業主の所在も不明であり、申立人がB店に勤務していた事実を確認することができない。

申立期間②については、申立人は、「F市にあったC社に勤務していた。C社は、私が退職した約2か月後に倒産した。」と主張しているところ、申立人は、当時の事業主及び一緒に勤務していた者の氏名を覚えていない上、オンライン記録上、C社が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないほか、当該事業所が所在していたと申立人が主張する地域における当時の住宅地図を確認しても、当該事業所の所在を確認することができない。

また、C社と類似するG社及び前述の住宅地図で申立人が覚えているC社の所在地付近に確認できるH社についても確認したが、i) G社の所在地はI市であり、「F市にあった。」とする申立人の主張とは異なっている上、オンライン記録上、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない、ii) H社は、昭和32年3月に厚生年金保険の適用事業所となった現存する事業所であることから、「私が退職した約2か月後に倒産した。」とする申立人の主張とは異なっている上、H社に係る申立期間②及びその前後の期間における健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名を確認することができなかつたことを踏まえると、いずれの事業所も申立人が勤務していたとする事業所ではなかつた可能性がうかがえる。

さらに、申立期間②の一部に係る昭和36年1月20日から同年6月12日までの期間において、別の事業所に係る申立人と同姓同名で生年月日の一部が異なる者の未統合記録があり、当該記録は申立人のものである可能性がうかがえることから、申立人は、C社に勤務していた時期を勘違いしている可能性を否定できない。

申立期間③については、申立人は、「J市にあったD社の工場で、D社の関連会社に臨時社員として勤務し、部品製造の仕事に従事していた。」と主張しているところ、申立期間③当時、J市にあったD社の工場又は関連会社で、申立人が製造していたとする部品を製造していた事業所は、D社K工場（現在は、L社）及びM社であったことが確認できる。

しかし、申立人は、勤務していた事業所名及び一緒に勤務していた者の氏名を覚えていない上、L社は、「当社が保管している当時の従業員名簿（正社員・臨時社員別）を確認したが、いずれの名簿においても、申立人の氏名は確認できない。」としているほか、申立期間③当時、M社の総務を担当していた者は、「当時、雇用保険については、すべての臨時社員を加入させていたが、厚生年金保険については、本人の希望により加入させており、加入を希望しない者が多かつたことを覚えている。」と証言しているものの、M社に係る申立人の雇用保険の加入記録は確認できず、申立

人がD社K工場又はM社に勤務していた事実を確認することができない。

また、D社K工場及びM社に係る申立期間③及びその前後の期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立人の氏名は確認できない上、申立期間③当時、D社K工場又はM社に係る被保険者記録が確認できる者に事情を聴取しても、申立人を覚えておらず、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、いずれの申立期間においても、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月1日から36年6月1日まで
② 昭和40年9月7日から42年5月3日まで

私は、昭和27年4月1日にA社に入社し、42年9月14日まで継続して勤務しており、この間、退職も休職もしていない。

当該事業所には、工場と事務室があり、私は、事務室で電話や来客時の応対等を行う庶務を担当しており、事務室には私のほかに年上の女性と社長の3人がいた。

申立期間について、給与明細書等の資料は保管していないが、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和27年4月1日から42年9月14日までの期間において、A社に庶務担当者として継続して勤務していたと主張しているところ、当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格取得日及び喪失日は、オンライン記録と一致している上、雇用保険の加入記録とも一致している。

また、申立期間及びその前後の期間にA社に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた17人のうちの6人は、申立人が当該事業所に勤務していたことを覚えているものの、いずれも「申立人が勤務していた時期までは覚えていない。」としている上、申立人を覚えている6人のうちの4人は、「自分が勤務していたときは、申立人は庶務とは別の仕事をしていたと思う。」としており、このうちの1人は、「申立人は、出来高で給与が支払われる業務をしていたと思う。」と証言していることから、

申立人が、庶務担当者として当該事業所に勤務していた事実をうかがわせる証言を得ることができなかった。

さらに、申立人が覚えている同僚2人のうちの1人については、A社に係る被保険者記録を確認することができない上、もう1人については、申立人が覚えている同僚の氏名は姓のみのため、その者を特定することができなかったほか、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主及び役員も死亡又は所在不明であり、当該事業所に係る被保険者資格を取得している者で申立人を覚えている6人に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

私の父親は、昭和 21 年 6 月から 46 年 6 月まで A 社の船舶の乗組員として勤務していた。社会保険庁（当時）の記録によると、父親は、当初、船員保険に加入し、陸上部門に異動したと思われる 33 年 5 月 1 日から厚生年金保険に切り替わっているが、船員保険被保険者資格の喪失日が同年 4 月 30 日となっており、申立期間における父親の被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の次男が、死亡した申立人の船員保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B 社（申立期間当時は、C 社）が提出した申立人の船員労務者カード及び従業員台帳の写しにより、申立人は、昭和 33 年 4 月 29 日に「陸上切替え」を理由に A 社をいったん退職し、再度、同年 5 月 1 日に A 社に採用されていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は認められない。

また、申立人の同僚（申立人と同様に、昭和 33 年 4 月 30 日に C 社に係る船員保険被保険者資格を喪失した後、同年 5 月 1 日に C 社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した記録が確認できる者）二人は、それぞれ「当時、私は A 社で船員として勤務していた。昭和 33 年 4 月 29 日に雇止めとなり、同年 4 月 30 日に船員保険を切られ、同年 5 月 1 日に厚生年金保険に加入したことを覚えている。」、「当時、私は、A 社に船員として勤務していた。申立人が乗船していた船舶には日本人のみが乗っていたが、

これらの船舶が撤収されたので、その約 100 人の乗組員は、昭和 33 年 4 月 29 日に雇止めとなった。当該乗組員は、そのまま退職する者と陸上部門に再雇用される者がいた。そのときに申立人が陸上部門に再雇用されたことを覚えている。」と証言している上、そのうちの一人が所持している船員手帳を見ると、「雇止年月日及び雇止地」欄に「昭和 33 年 4 月 29 日 D」と記載されている頁の「雇止事由」欄には「人員整理」、船員保険関係の「資格喪失年月日」欄には 33 年 4 月 30 日と記載されていることが確認できる。

このほか、申立期間において、船員保険被保険者として、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 48 年 9 月 1 日まで
私は、昭和 35 年 10 月 1 日から継続してA社に船員として勤務していたが、船員保険被保険者資格の取得日が 48 年 9 月 1 日となっており、申立期間において、船員保険被保険者記録が無いことに納得がいかない。
当時の給与明細書等は残っていないが、A社が所有する船舶に乗っていたことは事実なので、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が、少なくとも申立期間の一部において、A社に船員として勤務していたことは推認できる。

しかし、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿において、当該船舶所有者が船員保険を適用されたのは、昭和 45 年 5 月 1 日であり、申立期間のうち、35 年 10 月 1 日から 45 年 5 月 1 日までの期間において、当該船舶所有者は船員保険の適用を受けていなかったことが確認できる。

また、申立期間当時、当該船舶所有者の経理事務や社会保険の事務手続を担当していた者は、「私が昭和 40 年に入ったときは、A社は、船員保険に加入していなかった。A社が船員保険の適用事業所になったのは 45 年であり、A社が所有していた船舶のうち、当時の船員保険の適用要件を満たす船舶はB丸のみであったことから、A社ではB丸の船員に限り、船員保険に加入させていた。申立人の船員保険被保険者資格の取得日が 48 年 9 月 1 日であるならば、申立人は、そのときからB丸に乗船したものだと思う。」としている上、当該船舶所有者に係る被保険者名簿において、当該船舶所有者が船員保険を適用された昭和 45 年 5 月 1 日に被保険者資格

を取得したことが確認できる者で、事情を聴取することができた3人のうち2人はそれぞれ、「私が昭和44年末か、45年初めごろに入ったときには40人から50人程度の船員がいたが、同年5月ごろ、会社から大型運搬船のB丸の船員4人程度のみを船員保険に加入させることになったという話を聞いた。それ以前に給与から船員保険料が控除されたことは無いと思う。」、「私は、昭和41年ごろに入り、B丸以外の船に乗っていたが、そのころは船員保険に加入しておらず、45年にB丸に乗船してから加入したと思う。はっきりとは覚えていないが、それ以前には船員保険料が給与から控除されることはなかったと思う。」と証言しているところ、当該船舶所有者が船員保険の適用事業所となった日（昭和45年5月1日）から申立人が当該船舶所有者に係る船員保険被保険者資格を取得した日（昭和48年9月1日）までの期間における当該船舶所有者に係る被保険者数は、4人又は5人で推移していることが確認できる。

さらに、当該船舶所有者に係る被保険者記録が確認できる7人（前述の3人を含む。）に事情を聴取しても、申立人が、当該船舶所有者が所有する船舶に乗っていた期間を特定することができず、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

加えて、オンライン記録及び申立人の特殊台帳によると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から48年8月までの期間については、国民年金加入期間とされているところ、37年4月から40年8月までの国民年金保険料を納付し、43年4月から48年8月までの国民年金保険料が申請免除されていることが確認できる。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。